

## 笠間市土採取事業規制条例（案）の概要について

### 1 条例制定の経緯・目的

土採取事業規制条例については、昭和 49 年に県から準則が示され、県内の一部の市町村では条例を制定し土採取事業に対する規制が開始されました。当該市町村において土採取事業を行う際には、その規定に基づき許可を取得するなどしたうえで行う必要があります。

しかし、本市においては当該条例を制定しておらず、土採取事業に対する独自の規制は行われておりません。

県内の条例を制定していない市町村においては、隣接境界を超える寸前まで掘削したり、直角に近い角度で掘削したりする事案や土採取事業を施工した後、緑化等による法面の保護をしなかったため景観を損ねることとなってしまった事案が発生しています。

このようなことから、本市においても一定規模以上の土採取事業を許可制とすることにより必要な規制を設け、土採取事業による災害発生未然防止、また、土採取を行った後の土地における緑地の保護等、周辺の環境保全上適正な整備を図ることを目的として条例を制定するものです。

### 2 土採取事業とは

土の販売等の一定の利用目的をもって土地を掘削等し、土を外に移動することをいいます。

ただし、土を外に持ち出さず、その土地の区域内において造成等するためだけに使用する場合は、条例の対象にはなりません。

### 3 条例（案）の概要

目的	土採取事業について必要な規制を行うことにより、土採取事業に伴う災害を防止するとともに、土採取事業の跡地について周辺の環境保全上適正な整備を図り、もって自然環境の保全と住民の福祉の増進に寄与することを目的とします。
対象事業	事業区域の面積が 500 平方メートル以上又は採取する土の量が 500 立方メートル以上の土採取事業について適用します。 ただし、他法令の許可等に基づく土採取事業は、本条例の適用除外とします。
事前協議	許可申請前に、採取計画等を提示してもらい、災害の防止や採取跡地の緑化計画等が技術基準に適合しているか審査をします。
地元との協議	土採取事業者は、隣接地権者の同意書並びに地元区長の意見書の提出、また、地元区長と事業地の境界から 300 メートルの範囲内の居住者に対する説明会の開催をすることとなります。
許可制	事前協議の内容や地元との協議が完了しているか確認したうえで、許可申請を受け付け、災害の防止や採取跡地の緑化計画等を審査します。
改善勧告 改善命令等	条例の規定に違反して行った事業や基準に適合していない土採取事業に対し、改善勧告、改善命令、停止命令や緊急措置命令等を執行します。採取跡地についても事業完了後、一定の期間内において措置命令を行えるように規定します。
罰則	無許可での土採取や改善命令違反などについて、最高で 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金を科す規定などを設けます。
公布、施行	平成 30 年 3 月公布し、周知期間を経た後、平成 30 年 6 月 1 日施行する予定。

#### 4 採石法・砂利採取法・土採取条例の概要

法令	採石法	砂利採取法	土採取条例
制定	昭和 43 年	昭和 25 年	----- -----
目的	災害防止 岩石採取業の発達	災害防止 砂利採取業の発達	災害防止 環境保護
定義	砂岩，玄武岩，花こう岩など計 24 種 対象：粒径が 300mm 超	砂，砂利，栗石，玉石 対象：粒径が 0.01mm 以上 300mm 以下	盛土，埋立に用いる土 対象：粒径が概ね 0.01mm 未満
認可権者	都道府県知事	都道府県知事	市町村長（茨城県内）

※ 土採取事業については，県土地開発事業の適正化に関する指導要綱において，1ヘクタール（1万平方メートル）以上又は2万立方メートル以上の事業については，技術基準に基づく事業承認が必要になる（土採取条例を施行している市町村での事業は適用除外）  
ただし，あくまで指導要綱であるため，行政処分や罰則に関しては規定されていない。

#### 5 県内市町村における制定状況

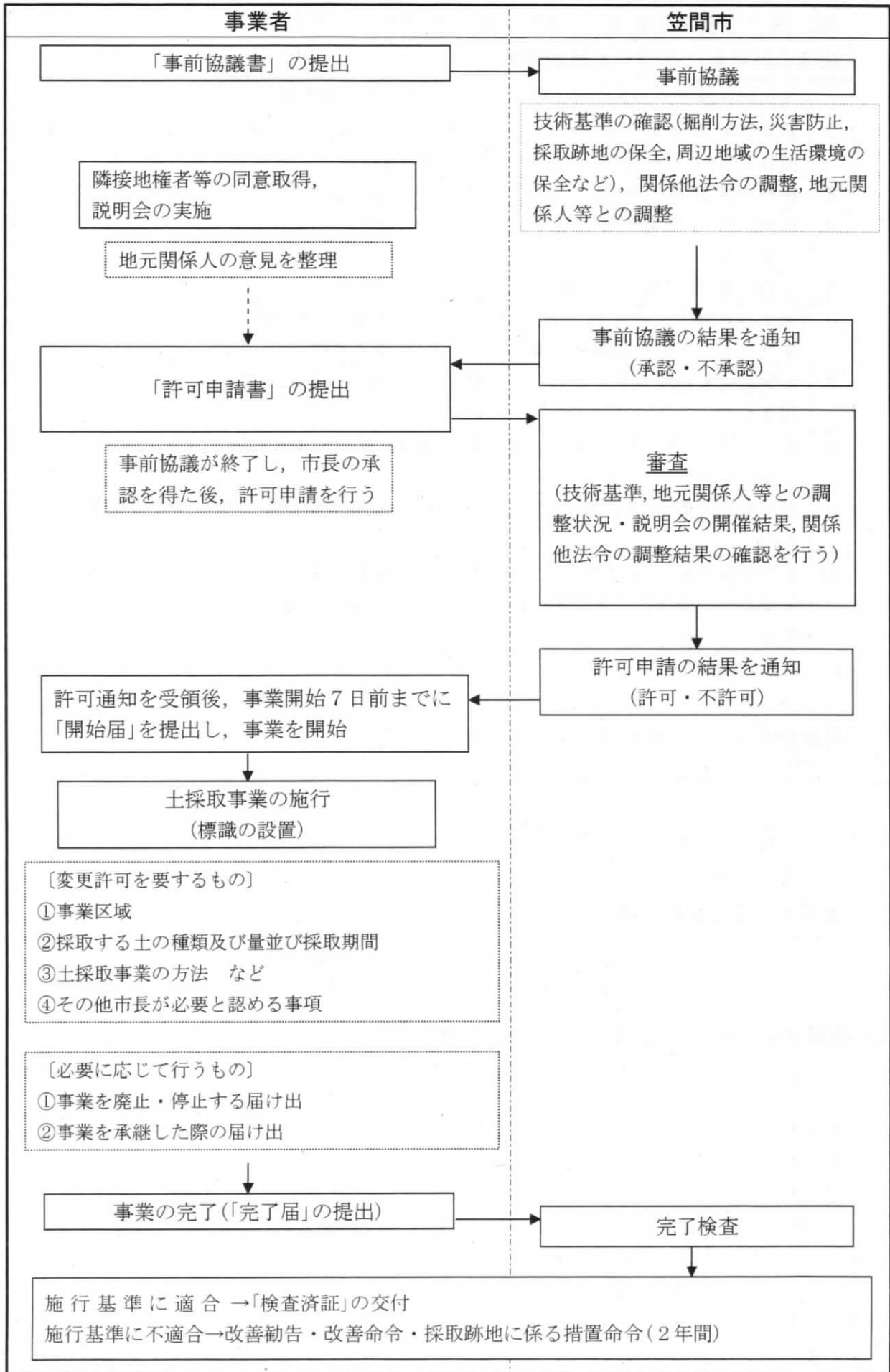
県内市町村において，土採取事業を規制する条例を制定している市町村は 19 市町村あります。その内，規制について「許可制」としている市町村が 8 市町，「認可制」としているのが 3 市町，「届出制」としているのが 8 市町村です。

また，条例適用の事業範囲としては，面積を 500 m<sup>2</sup>以上又は 1,000 m<sup>2</sup>以上としている市町村が各 7 市町村と最も多く，次に 300 m<sup>2</sup>以上としているのが 4 市町，3,000 m<sup>2</sup>以上が 1 市となっています。

#### 6 これまでの経過と今後のスケジュール（予定）

平成 29 年	
11 月 2 日から 11 月 21 日まで	パブリック・コメントにて新規条例案の概要について意見募集を実施。
12 月 27 日	水戸地方検察庁に対し新規条例案について協議を実施。
平成 30 年	
1 月 22 日	議会全員協議会にて新規条例案の概要について説明。
第 1 回定例会	新規条例案を議案として上程

○ 事前協議から許可、事業完了までの流れ



○ 条例の適用除外となる事業

次に掲げる土採取事業は、条例の適用が除外されます。

法律の許可等に基づく土採取事業	
1	文化財保護法第 125 条第 1 項の規定による許可に係るもの
2	鉱業法第 63 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項(同法第 87 条において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る施業案に従って行う土採取事業もの
3	採石法第 33 条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴うもの
4	森林法第 34 条第 2 項(同法第 44 条において準用する場合を含む。)の規定による許可に係るもの
5	道路法第 91 条第 1 項の規定による許可に係るもの
6	地すべり等防止法第 18 条第 1 項の規定による許可(同法第 19 条の規定により許可を受けたものとみなす場合の許可を含む。)に係るもの
7	宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の規定による許可に係る宅地造成に関する工事として行うもの
8	河川法第 25 条, 第 27 条第 1 項, 第 55 条第 1 項又は第 57 条第 1 項の規定による許可に係るもの
9	砂利採取法第 16 条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴うもの
10	都市計画法第 29 条の規定による許可に係る開発行為として行うもの
11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の規定による許可又は同条第 3 項の規定による届出に係るもの
12	自然環境保全法第 25 条第 4 項の規定による許可又は第 27 条第 3 項の規定による許可に係るもの
県条例の許可・届出に基づく土採取事業	
1	茨城県自然環境保全条例第 6 条第 4 項の規定による許可又は同条例第 8 条第 1 項の規定による届出若しくは同条例第 13 条第 1 項の規定による届出に係るもの
2	茨城県砂防指定地管理条例(平成 15 年茨城県条例第 36 号)第 5 条第 1 項の規定による許可に係るもの
国等が行う土採取事業	
1	国, 地方公共団体その他, 規則で定める公共的団体が行うもの

○ 隣接市町における土採取事業に対する規制状況

市町村名	規制状況	面積	量	直近5年の 事業件数	制定日又は 最新改正日
石岡市	許可	500 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>3</sup> 以上	3 件	H21. 4. 1
水戸市	届出	500 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>3</sup> 以上	13 件	H12. 4. 1
桜川市	届出	3,000 m <sup>2</sup> 以上	3,000 m <sup>3</sup> 以上	0 件	H17. 10. 1
城里町	条例なし (土地開発事業の 適正化に関する 条例により規制)	0.1ヘクタール以上	1,000 m <sup>3</sup> 以上		
小美玉市	条例なし				
茨城町(制定予定)	許可	1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>3</sup> 以上		